

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会（第3回） 議事要旨

日 時：平成26年8月28日（木）14時00分～16時00分

場 所：総務省第1・2・3会議室

出席者：藤原座長、大谷構成員、佐藤構成員、宍戸構成員、庄司構成員、松村構成員

一般財団法人日本消費者協会 松岡理事長

公益社団法人全国消費生活相談員協会 吉川理事長

日本弁護士連合会情報問題対策委員会 坂本委員長

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 犬童参事官

総務省行政管理局 上村局長、讃岐官房審議官、坂本情報公開・個人情報保護推進室長

議 事：

1 開 会

2 議 題

（1）消費者団体、日本弁護士連合会からのヒアリングについて

- ・日本消費者協会
- ・全国消費生活相談員協会
- ・日本弁護士連合会

（2）意見交換

（3）研究会の今後の進め方について

3 閉 会

<配付資料>

資料1 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会第3回 ヒアリング
論点に対する意見（一般財団法人日本消費者協会提出資料）

資料2 「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」への意見（公益
社団法人全国消費生活相談員協会提出資料）

資料3 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会ヒアリング（日本弁
護士連合会提出資料）

資料4-1 検討の論点

資料4-2 「検討の論点」に沿った議論の整理

資料5 今後の検討予定

(藤原座長) ただいまから、第3回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会を開催したいと思います。皆様ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。なお、本日は、下井構成員が所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、本日の配布資料の確認を、事務局よりお願いいたします。

(事務局) 議事次第の下に、資料1から3まで、日本消費者協会、全国消費生活相談員協会、日本弁護士連合会の資料がございます。それから資料4-1、4-2といたしまして、検討の論点及び議論の整理をリバイスしたものをお配りしております。それから資料5として、今後の検討予定がございます。

過不足等ございませんでしょうか。

(藤原座長) よろしいでしょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。

今回は、消費者団体、日本弁護士連合会からのヒアリングとしまして、日本消費者協会、全国消費生活相談員協会、日本弁護士連合会にお越しいただいており、パーソナルデータの利活用に関するご意見をいただきたいと存じます。

まずは日本消費者協会に10分程度ご説明いただいた後に、15分程度で質疑応答を、続きまして、全国消費生活相談員協会、日本弁護士連合会の順で、同様に説明と質疑応答をお願いしたいと思っております。

それではまず最初に、日本消費者協会松岡理事長、よろしくお願いたします。

(日本消費者協会(松岡理事長)) 日本消費者協会の松岡と申します。よろしくお願いたします。お示しいただきました論点3つについて、意見をお出ししたいと思っております。

行政機関等が保有するパーソナルデータということになってはいますが、私ども一般人にとっては、実は、地方公共団体が保有する個人情報のほうが身近に感じておまして、どこまでが地方公共団体に保有されていて、国の行政機関等にはどこからが保有されているのかというのを定かに私自身が納得しているわけではございませんので、間違いがありましたら、ご容赦いただきたいと思っております。いずれにいたしましても、公共機関が公共に利用するために保有されているパーソナルデータについてでございますので、あまり違いはないと思っております。

行政機関等が保有する個人情報というのは、国民が意図的に提出するというよりは、義務として、いろいろな行動に付随して提出しているものがほとんどだと思います。例えば、国勢調査とか家計調査のような調査に参加する場合とか、納税のように義務的にする場合、また、パスポートの取得とか海外渡航の際の手続というようなもので個人情報を提出するというような情報が、国の機関に保有されているんだろうと思っております。

こういう点では、情報提供を国民が拒むというのは非常に難しいところがございます。その点で、民間で扱われている個人情報とは、かなり異なっていると思っております。

国への個人情報の提供というのは、国というものを非常に国民は信頼しておりますので、それが不正に利用されるというようなこと、自分が思ってもいない利用のされ方があるということを、あんまり感じておりませんし、万が一利用されても、それは公共の福祉に、公共のために役立つものか自分自身へその結果がメリットとして戻ってくるものと考えておりますので、大変信頼しているわけです。

そういう点で、利活用というものの幅が広がることによって思いがけない、一般人が思ってもいないような利用のされ方をしているとなったときの信頼関係には、問題が起こるのではないかと思います。例えば、国勢調査や家計調査のようなものの協力は非常に難しくなってくる事態になるのではないかと考えております。

そういう前段の上で、①の「利活用を推進することについて」ですが、個人情報の低減化については、先にありました大綱の議論の中で、パーソナルデータに関する検討会の技術検討ワーキンググループの報告でも、完全に個人の特定性を防ぐ技術は、現在ないと言われています。

したがって、行政機関等が保有しているデータというのは非常に大きなビッグデータになっているものが多いと思いますので、それが何らかの形で流出したり悪用された場合には、個人の特定というのが非常に行われやすいのではないかと思いますし、まるまる出ていけば、もちろん即特定されていくわけです。

先ほど申しましたように、国民は国を信頼して提出しているものであり、さらに現行法では、例外を設けて、多くの個人情報の利活用は、本人の同意を必要としなくても、公共のために使うということ、研究のために使うということについては認められておりますので、利活用の幅を今以上に広げるといったことの必要性は、あまりないのではないかと考えております。

各機関とも、相互利用のためとか民間が有効に利用するためといいますが、公共のためになるような利用に寄与するために、どういうことが必要かという検討は必要だと思いますけれど、現行規定を、利活用の促進のために今から特段に変更する必要はないように思われます。

論点の2番目の「パーソナルデータの保護対象の明確化及び取扱いの在り方について」ですが、(i)の身体的特性データについては、私の認識では、指紋程度ぐらいしか国が保有して活用するということはよく分かってはおりませんが、身体特性というのは、本人にとっては機微情報の一部と言えますので、保護する必要があるのではないかと考えていますし、カード番号やメールアドレス等についても、やはり本人同意がないと利用できないものとしてほしいと考えております。こういうものは、悪質商法や犯罪に容易に利用される可能性があるためです。

(ii)の機微情報につきましては、金融、教育、医療、福祉等ありますが、そういうものは、民間よりも行政機関などに多く存在していると思います。機微情報の多くは、一般的に他人にあんまり知られたくない情報なので、これは保護の対象としていただきたいと思

っております。

論点③の「第三者機関の権限・機能などについて」ですが、私自身、長い間、個人情報保護のためには第三者機関の設置は必要だと思っておりました。現在も、圧倒的な権限を第三者機関に持たせておきたいという気持ちは強く持っております。

しかし、その現状というのは、いろいろなことをお伺いしますと、当初から人材や財政の手当等が十分に期待できるかどうかと不安があります。

そうすると、一気に第三者機関にすべての権限・機能を集中させることは理想的ではありませんけれど、なかなか思うように実態が動かないというのを、ほかの例でも私たちは経験しております。そういう点を考えると、ある程度の体制を国がとっていけるようになるまで、と言うと限りなく先になってしまうのかもしれませんが、従来どおり、主務大臣に実務的なことは任せるのがよいのではないかと考えております。

その上に、行政機関などを含めて監視、指導、処罰、事業者や国民に対する教育、それから国際関係の調整など、総合的な見地からの役割を担うのが第三者機関だと思っております。当面は、そういう流れの中で、国は第三者機関の権限や機能を、できるだけよりよいものにさせる努力をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

(藤原座長) 松岡理事長、どうもありがとうございました。簡潔に論点をお示しいただきました。お礼を申し上げます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見等、どなたからでもご自由にお願しいたします。

佐藤構成員。

(佐藤構成員) ありがとうございます。

一番最後のところで、第三者機関と行政機関の役割の説明において、総合的な見地からの役割を担うとご説明をいただきました。ここで議論を明確化する上で、「総合的」というものが具体的に何かイメージとかがありましたら、ご説明いただけるとありがたいと思っております。

(日本消費者協会(松岡理事長)) 従来見ていると、主務大臣ごとに権限がありますと、単独で各省庁がいろいろ動くとか決められていくところがありまして、それを国として総合的に一定の考え方、個人情報保護法の下にならっているのだと思うのですが、見ていく必要がありますし、現に、個人情報保護法が10年間、見直しもされてこなかったということにありますように、ある意味、各省庁が自分たちのところだけやっていたらいいみたいになってしまってきたのではないかなと思っています。

ですから、それを全体的に見ていくところ、それから、それに基づいて動かない省庁というものに対して、活を入れていく役とか、そういう場合は絶対に必要でして、傘下の民間事業者に間違った動きがあったりしても動かないような省庁が出てきたときには、きちっと物を申すような機関がないと困ると思いますし、また各省庁も、これからの時代が進展

する中では困ることもたくさんあると思いますので、相談をすとか、個人情報保護法の専門家の考え方に判断を仰ぐ場が必要なのではないかと考えております。

(藤原座長) ありがとうございます。

今回、行政組織法上、統合統括的な機能というか横串できちんと刺せるような、そういうイメージのお話だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。大谷構成員。

(大谷構成員) 本日お示しいただいた意見の1つ1つに共感を覚えるところではあるのですが、少し細かいことで、ご意見を聞かせていただきたいと思います。

利活用の推進について、現状の法律のもとでも、かなり十分なことができるのではないかというご意見と承ったんですが、民間と行政機関の違いとして、例えば医療関係あるいは教育関係といった事柄については、公的なセクターも、それから民間のセクターも同じように、それぞれ別に役割分担をするということではなく、それぞれに国立病院があり民間の病院があり国立大学、それから民間のほうも教育機関があります。そこで取り扱われている個人情報とかパーソナルデータというものも、基本的には同じようなものも幾つかあるのではないかと考えております。

例えば疾病の予防とかパンデミックを抑えるための方策とか治療の方針を立てるとかといったときに、全国的な傾向をつかむために、民間の持っている情報も、それから国の行政機関の持っている情報も同じように扱っていく必要が今後出てくるのではないかという声が、あちこちで聞かれているところだと思います。そのような、例えば国立病院と民間病院について区別することに合理性があり、やはり国の持っている個人情報は特別などころがあるということでしたら、そういうお話をいただければと思います。

もし、異なっていないけれども現行法制で大丈夫と言われるのであれば、その根拠のようなことを教えていただければと思います。

(日本消費者協会(松岡理事長)) 違いがある必要はないと考えております。

もつとも、申し上げましたように規定自体、法律自体変える必要がなくて、既に、そういうことは検討して情報の交換というのはできると思うんですね。国の行政機関とか地方公共団体とか民間の団体が、同じテーブルに着けて情報が交流できるようにするのは絶対必要だと思っています。

ただ、現行の行政機関等の保有する個人情報保護法の改正をしなくても、8条の2項に書かれておりますので、例外規定として挙げられていますが、かなり幅広くそういう活用はできるし、されている部分もあるとは聞いているんですけど、私の法律の知識の範囲でするので、それではちょっと無理というのであれば、私も教えていただきたいと思います。

(大谷構成員) 独法は、9条のほうですね。直接本人の利益になるものについては、かなり幅広く利用が可能な建て付けになっていると思いますけれども、世の中全体の、あるいは社会全体の利益になるというだけでは、独立行政法人の個人情報保護法で目的外利用をすることは難しいのかなと思ったりもしております。改正がなくてもできるのであれば

いいと思いますけれども、やはり改正しないと解釈だけでは難しいというのであれば、必ずしも改正そのものに反対されているのではなく、個人のプライバシーの保護とのバランスの取れている範囲内ですが、そういう意見として承って、よろしいでしょうか。

(日本消費者協会(松岡理事長)) はい、そういうことです。

(大谷構成員) はい、ありがとうございます。

(藤原座長) 松村構成員、どうぞ。

(松村構成員) 今の説明、質問と関連するんですけども、行政機関法第8条とは、あくまでも現行法の目的による利用・提供制限について、個人情報として、識別性がある形での利用・提供というのを例外的に認めるという考え方でございますね。

ところが、今パーソナルデータ検討会で主として議論してるのは、もとは個人情報、特定の個人が分かる情報だけでも、それを何らかの形で識別性が分からない形で、いろんな経済産業等の、あるいは社会の安全等のために役立てられないかと。例外的に、確かにワーキンググループが言ったように識別性が出てくる場合がある、それは完全には否定できないと。それはそれで、別途の対策を講じたらいいではないかというのが基本法のほうの議論なんです。

ですから、例えば論点の②にありますようにカード番号、メールアドレス等のうんぬんと書いてありますけれども、こういうのがどういう形で利用されるかは私もイメージがわかりませんが、これもあくまでもこの研究会の議論としては、個人が誰か分かるという形での利活用というのは、多分議論から外れていると思うんです。もちろん例外的に分かる場合は、どう配慮するかという議論はあります。だから、あくまでも、現行法の8条の識別性があるままで例外的に利用提供するということとは、全く別の次元のベースで議論をしていると思ってるんです。

そういう観点に立ちますと、①のところの下から2行目のところの、各機関とも相互利用や民間が有効に利用するための検討は必要だがとおっしゃっております。これについて、どういう利用の検討というのがあり得るとお考えなのか、もし具体的なお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

(日本消費者協会(松岡理事長)) 特段に私どもが利用したいと思ってるわけではありませんが、あまりイメージがあるわけではありませんけれど、こういう要求が出てくる、パーソナルデータの利用ということが出てくるということには、やっぱり使いにくさというのがあるのだと思うんです。ですから、そういうところは検討されてもよいのではないかと考えております。各機関が個別に保有していて、同じ国の機関でも相互に利用できないということもあると聞いておりますので、そういうことは、少なくともしなくてもいいのではないかと考えております。

それから、②のほうの保護対象の明確化のところを出されていますカード番号とかメールアドレスとか身体的特性は、非常に個人的な本人に対する情報なので、これがビッグデータのような形、まとまったデータとしての利用があるのかどうか、私はちょっとイメー

ジを描けないんですね。カード番号とかメールアドレスなどが、大きなデータの塊になって何か利用できるのは、悪質商法とか犯罪に利用する人たちのイメージしか私たち消費者団体としてはなくて、公共の福祉に役立つような利用のされ方というのは、よく分かりません。ですから、こういうところは個人的な問題だと思いますし、①のほうにあるのは、まとまったデータとしての利活用というふうに考えています。

(藤原座長) ほかに、いかがでしょうか。宍戸構成員。

(宍戸構成員) 松岡理事長、どうもありがとうございました。

先ほど、佐藤構成員それから大谷構成員がご質問になったこととも関連すると思いますけれども、いくらばかり聞き方が変わるかもしれません。

論点を出していただいたところの終わり、民間の個人情報保護より一段と行政機関等の個人情報の取扱いについて規制される必要があるというご指摘がございました。

そうした場合に、現行の行政機関個人情報保護法の定めが十分かどうか。理事長とも一緒に議論させていただきました制度改正大綱をまとめた検討会においては、機微情報について個人情報保護法に規制を入れるというお話がありましたけれども、例えば行政機関個人情報保護法あるいは独立行政法人の法律に、こういう機微情報に関する定めがなくていいか。あるいは、行政機関内部で保有する個人情報を、例えばビッグデータとして活用するということは、おそらく現行法ですと、行政機関ですと8条の枠内ですることになりますけれども、そこに一定の縛りが必要ではないか。現行法上は、行政機関が公益に資する相当の理由があると思ったらやれてしまうということについて、むしろそれに対する歯止めが新しく法律上必要ではないかというお考えは、現在のところ、消費者協会のほうではお考えになっていないということですか。

(日本消費者協会(松岡理事長)) 大綱のほうの法律がどうなるかということにも、すごく影響してくると思うんですね。ですから、何とも言えないところがあるんですけど。

大綱のほうの法律が、機微情報について、うんとシビアにできるとはあんまり思っていないのですが、行政機関のほうは、やっぱりもっと具体的に関わりがありますので、もうちょっとシビアな設定ができるのではないかと思うわけです。

それを利用するほうも、逆に言えば具体的にあるものですので、どの程度まで緩和できる、利用できるかということは、個別に利用しようとする人たちの検討会のようなもので詰めていく必要があって、場合によってはパブリックコメントも必要でしょうし、透明性のある検討をしていただきたいと思います。

(宍戸構成員) もう1点、関連してです。

第三者機関の権限・機能等について、ご指摘、ご提言をいただきました。ここでお書きになっていることを踏まえると、現在、消費者行政における消費者委員会が担っているような縦串の総合的な役割を担うというお考えなのだろうと思うのですが、ここで1つ、主務大臣に権限を任せることについて、それが、行政機関個人情報保護法のことを考えるときにはどうなるか、どういうイメージをお持ちかをお伺いしたいと思います。

もう少し具体的に申し上げますと、民間の事業者について各省大臣が主務大臣として事業所管をするだけではなくて、個人情報の取扱いについて権限を発動するというように、差し当たり主務大臣に任せておいて、第三者機関はそれを総合的に調整する、というご趣旨かなと、ひとまず読みました。

他方で、行政機関の各省大臣が、自らが個人情報を取り扱っており、行政機関内部でしっかり守りなさいというルールが、行政機関個人情報保護法です。今ここで問題にすべきもう1つの側面として、行政機関がしっかり個人情報保護法を遵守しているかどうかについて、現在、総務大臣が一定の権限を持っている。言わば民間事業者の番をする主務大臣がしっかり監督するだけではなく、各省大臣自身、各行政機関自身が、あるいは各独立行政法人自身が、個人情報をしっかり取り扱っているかについて、第一次的に第三者機関に監視させるか、あるいは、そういうことは別にさせないで、今のとおり各大臣なり各行政機関に任せておけばいいとお考えなのか。行政機関等を含めて監視指導というものがあるものですから、お考えを教えていただきたいと思います。

(日本消費者協会(松岡理事長)) それは両方に対してという意味で、民間を監視する、ガイドラインなんかの監視役と、それから行政自体が持っている従来の役割の主務大臣としての役割と、両方とも第三者機関は監視する必要があると思うんですね。例えば会計検査院みたいな役割ではないかなと思うんですね。ですから、それぞれの機関で主務大臣はしっかりしなければいけませんけれど、やっぱりそれに任せているだけではなく、もう1つ監視機関がいるのではないかと。ですから時折監査をすとか、やっぱりチェック機構がないとだめではないかなと思っています。

(藤原座長) ほかに、よろしいですか。

先ほど来の大谷構成員や宍戸構成員、それから松村構成員のご議論で、行政機関法第8条、独立行政法人等法第9条について、要するに公的部門から外に出るときの話については、今の法体系では個人情報そのものが出てしまう、他方、それは学術や統計それから特別の理由で厳しくなっていると。

しかし、松村構成員はそれを低減させたらどうだというお話です。しかし、それは佐藤構成員等によれば、多分、必ず個人が分かるんだからというご議論に戻るのだと思います。それが1つの論点であるということです。

もう1つは、宍戸構成員のおっしゃった点で、それは官と民の関係は別に考えるとして、官の内部では、それほど厳しくはないのではないかと。そこはどうですかというご質問であったととらえています。あとは第三者機関についても、民の部分と官の部分をどうするかというお話だったと思います。

それでは、これで終わりたいと思います。松岡理事長、どうもありがとうございました。

続きまして、全国消費生活相談員協会のヒアリングに移りたいと思います。全国消費生活相談員協会の吉川理事長、よろしくお願いたします。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) 全国消費生活相談員協会の吉川と申します。

私どもの協会は、全国の自治体の消費生活相談窓口で消費生活相談を主に担当している者たちが集まって作っている団体です。したがって、私たちの会員は、ある意味、職場で民間のほうの個人情報に関する苦情を受け付けております。行政機関の別の部門で民間の個人情報に関する苦情を受けているところもありますけれども、第一的な窓口としては、消費生活センターが担っているところがたくさんあるということです。

ただし、2005年に施行されました、PIO-NET 情報によると、その当時は1万3000件の苦情があったのですが、それから5年後には6000件と、もう半減してしまいました。当時は個人情報について、非常に意識が高まったということもありまして、苦情がたくさん寄せられたと思うのですが、何となく、行政というか消費生活センターに相談しても、なかなかこれが止まらないというような諦め感もあったのではないかと思います。非常に減ってしまって、今は、さほど多くありません。国民生活センターでも、個人情報保護法の制定後に、消費生活、個人情報保護のための相談室を特別に設けておりましたがけれども、それも既になくなっておりまして、他の相談と一緒に受けているという状況です。

最近の傾向を相談窓口に聞いてみましたら、いわゆるベネッセのような問題が起きると、心配した相談が増えるという状況で、そういう事件が起きれば寄せられるというような状況です。内容的には、不適正な取得や目的外使用に関するもの、あるいは漏えい・紛失、同意のない提供・目的外利用といった内容で寄せられているということです。

ということで、相談員は民間部門の苦情相談を扱っております。

資料に1番としまして、「行政機関等が保有するパーソナルデータと民間が保有するパーソナルデータの違い」ということで書かせていただいています。これは、行政機関等が保有するパーソナルデータは、民間機関に集積されたパーソナルデータと異なり、法令等に基づく申請、届出、定期的報告等にかかわるパーソナルデータや法令等に基づく調査や行政処分、法令違反や犯罪捜査に関するパーソナルデータである。ある意味、行政ゆえに有無を言わずに提供せざるをえない状況で国民は提供している情報で、あるいは提供をそのような形で個人情報として提供していることすら認識していない人たちも多いのではないかと思います。

こういう中で、例えば個人の機微に触れるものが行政機関には多い。つまり情報提供に任意性のないものが多いだけに、そういう機微情報というものも非常に多く含まれている。そういう場合に、利活用のためにと行って、利活用を推進していいのだろうかという疑問を持っています。つまり、行政機関等はプライバシー保護に配慮することが基本であると考えていますので、利活用を促進するということが疑問が残ると考えています。

2番として、「行政機関等個人情報保護法で示す利用目的の特定等、利用及び提供の制限、本人関与の仕組み規定は行政機関等への信頼」という、この内容はある意味、一般的にそれが正しいかどうかは別にしまして、行政機関等の保有するパーソナルデータは厳しく管理されているものという認識が、消費者の間には高いと考えています。実際、所掌事務遂行のために収集保有されている個人情報には任意性のないものゆえ、個人情報の定義は民間

より厳しくなっています。つまり、行政機関等個人情報保護法の諸規定は、行政機関等への信頼性につながっているものととらえることができると考えています。

利活用の促進に当たり、個人を特定することのないようにデータを加工するというものの、自分のデータが例えばどのように利用されているか知らされないまま利活用が促進されていることは、行政機関等への信頼性のよりどころが薄れてしまうのではないかと懸念しています。情報提供そのものへの消費者の不安につながるのではないかと懸念しています。

それから、個人情報保護法制定後のいわゆる過剰反応。過剰反応と消費者のパーソナルデータの悪用などへの懸念を持っております。個人情報保護法制定後に、いわゆる過剰反応が見られました。この過剰反応は、個人情報の取扱い、悪用などへの消費者の懸念の裏返しの行為だと考えています。消費者は、個人情報保護法が成立する前も成立後も、個人情報について極めてナーバスな面と、反対に無防備なところがあると考えています。

個人情報保護法が制定されたころに比して、情報の量も取扱い状況も、いわゆるビッグデータとして、これまでにないほど飛躍的に変化しているということで、ネットを通して個人情報が際限なく広がってしまい、一度出てしまった情報は、個人ではいかんともしがたく取り戻すこともできないという極めて無防備な状態になっています。

ただし、一方で自分の情報が、利活用のためと言っても悪用などについては、極端にナーバスな考えを持つ消費者も多く、消費生活相談窓口に寄せられた相談では、自分の情報がどこにどういうふうに流れていっているのか知りたい、開示請求しても適切な答えをもらえないといった相談が多いのは、そういう意味ではないかと思っています。

国民にとって、行政機関等が保有するパーソナルデータの利活用を推進することのメリット、デメリットが、現時点では不明確ではないかと思っております。行政機関は、多くの有用な個人情報を保有しているのは間違いないことだと思います。個人であることが薄められて提供される情報であったとしても、幾つかの情報を掛け合わせる中で、何らかの個人が特定されていってしまうのではないかと懸念が残ります。

第2回の時に提出されている調査結果や公表データの利用イメージから判断すると、確かに利用する側にとっては利用する価値のある情報がたくさんあるのだろうと思っております。ただし利用される側にとっては、かなりセンシティブな問題もありますし、それから、そこまでして商業に貢献することはないのではないかとこのものも見受けられたと、私は思っています。

現在でも、本人の利益や社会公共の利益がある場合等の特別な理由がある場合は、統計作成や学術研究など以外でも、利用目的以外の利用は許可されているのであり、申請すればデータはもらえるということであれば、現状のままでよいのではないかと考えています。

結論としては、行政機関の保有するパーソナルデータの利活用を推進することは、現時点では、あまり消費者にとっては利益がないのではないかと考えています。

それから、第三者機関について、設置についてのことを書いていませんが、私は何らかの設置が必要だと思っています。というのは、個人情報保護法が制定されたころに比べて、

もう格段に情報量及びその活用の方法が変わってきているということですから、やはりそういうものをきっちり、利活用だけではなくて、いろんな意味で見届ける必要がある第三者機関が必要ではないかと思っています。

もう1つの理由は、各自治体、行政間と言われますけれど、各自治体間でも情報、条例によって、それぞれ情報の提供のされ方が違うというようなことも見ますと、その辺りのところも、同じような情報であれば、同じような形のものにある程度整理するためにも、第三者機関が必要ではないかと思っています。

以上です。

(藤原座長) 吉川理事長、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見等ございましたら、どなたからでもお願いいたします。

宍戸構成員。

(宍戸構成員) 最後にご指摘のあった第三者機関に関する件ですけれども、先ほどの、各自治体の間での情報共有ないし情報提供・利用のやり方が違うということとの関係で、第三者機関の存在意義があるのではないかというご指摘だったと思います。そのご趣旨をもう少しお聞きしたいと思います。

具体的には、例えば国が第三者機関を作って、第三者機関に各地方公共団体も監視するように、かなり全面的な法改正をしたほうがいいのか、というご趣旨なのか。そうではなくて、基本的には、やはり各地方公共団体が条例で個人情報の取扱いについてはリードして行く。ただ、地方公共団体の間の考え方を言わば擦り合わせていくときに、ある種のコーディネーターのような役割を国の第三者機関に期待するというご趣旨か、その辺りを教えていただきたいと思います。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) 後者のほうです。地方の時代ですから、そのすべてを決めるということではなくて、ある程度のガイドラインのようなものを作ってみてはどうかということです。

(藤原座長) ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。佐藤構成員。

(佐藤構成員) 2点お伺いします。

1点目は、今、宍戸構成員からの質問にあった第三者機関のことですけれども。

個人情報保護法では、パーソナルデータ検討会の時の議論として、第三者機関を作ることのメリットとして、現状の主務大臣制の場合、何か個人情報にかかわる問題が起きたときに、どこの省庁に相談したらいいのか分からないという問題があって、そのために1つ統一的な機関を作ればいいのかという考え方があったのですが、吉川理事長が民間というか個人の方々のご相談を受けるときに、担当する大臣、役所が分からないで困ったりすることというのは、ありましたでしょうか。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) 窓口としてはありませんけれども、個人から

こういう相談に来られるというのは、その人たちは、分からないから相談に来られるということだと思います。一般の人がもう少し分かりやすく、分かるようなものであればいいのだろうと思います。

(佐藤構成員) ありがとうございます。

2点目は、5番目に挙げていただいた「行政機関等の有するパーソナルデータの利活用の推進に反対」ということなんですけれども、先ほど学術的利用などに言及されていまして、すべからず利活用に反対という意味ではなくて、ある程度ケースバイケースのところがあるのだと思うんですけれども、お考えとして、商業的な目的は無理にしても、何らかの公益性にかかわる部分に関しては許容すると理解してよろしいものでしょうか。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) はい。公益的に資する場合は、当然、利用すべきだと思いますし、それが今の制度では無理なんだろうというの、反対に問いかけにもなります。今の制度で申請すれば情報が出てくるというようなことにはならないのですか。学術と、それ以外に特別理由ということがありますので。

(佐藤構成員) そうですね、「特別の理由」のところの解釈なんですね。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) はい、そうです。

ただ私も、実際に現時点ということだと思いますのは、本当に日進月歩というのが、私たちには分からない世界です。きっちり国とか何かでちゃんと分かる人が管理する。第三者機関のところで見えておいていただいたらいいのですが、今の状況では、一般の人は、その辺りのところを信頼しろと言われても、なかなか信頼できないという状況があるということ、このように書かせていただきました。

(佐藤構成員) ありがとうございます。

(藤原座長) 大谷構成員。

(大谷構成員) ご説明の中で、お考えを少し具体的に聞かせていただきたいポイントがあります。

2番目のところで、行政機関への信頼の維持が大切だというご意見、私も同感ですけれども、加工方法を知らされずに、自分の情報がどのように使われているか分からないというのは困ったものをご説明されていたと思うのですが、例えば個人の特定性とか識別性を低減する加工方法について、それを特定して、例えば国民に説明するための分かりやすい説明をし、なおかつ、それを法的にも義務付けて、そして、その加工方法が十分に再識別化などが一応できないだろうとか、契約でこういう縛りもしてということ、第三者機関が認定するとか、そういった何か手続面を整えるという形で、一定のものを特に公益の目的に使っていくという仕組みを整えていくことについては、どのようなご意見をお持ちでしょうか。つまり、個人が分かってしまうというのがだめに決まっているのは、誰しものコンセンサスだとは思いますが、そうならないようにするための手立てというのは、工夫の余地があるのかどうかということですね。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) 多分、工夫の余地があるという見解の方が多

と思うのですが、先ほど申し上げた、幾つかを掛け合わせている間等に何か出てこないかという懸念を、私たちは持っています。というのも、いろんな相談の中でも、思わぬところで思わぬ予期せぬ出来事が起きるということですから、その辺りの懸念が払拭できないのです。

消費者は、自分の情報は無防備である一方で、いったん漏れたりとか何かあったら非常にナーバスだということですから、その辺りのところで行政機関に対する信頼性がなくなってしまうのではないかという懸念からも、このように考えております。

(藤原座長) ありがとうございます。

庄司構成員。

(庄司構成員) いろいろ掛け合わせていったら分かるようになってしまうのではないかという懸念を踏まえた、個人情報、パーソナルデータの取扱いについて、お話を伺いたいのですが。

一番最初に、行政ゆえに提供している情報がたくさんあって、本人が提供していることも意識していないものもたくさんあるのではないかという状態であることを、ご指摘されたと思います。

そうした情報の行政機関における取扱いについては、もっと国民が、自分のどの情報がどこに提供されてどう使われているのかということ、より把握できるようになる必要があるとお考えなのでしょうか。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) 自分の情報がすべて把握できるようになるのは無理だと思っています。

ただ、一般の消費者は、個人情報保護法ができた時に、これで自分の情報をコントロールできる権利を持ったと言われて、ずいぶん喜んだものです。ですけれども実際には、全くそういうこともできていないしということになりますと、さらに今度、それが広がっていくということになると、あの時のコントロール権を持つようになりましたよという趣旨は、どこへ行ってしまおうのだろうという不安と懸念を持っています。

(庄司構成員) ありがとうございます。

(藤原座長) ほかに、いかがでしょうか。佐藤構成員。

(佐藤構成員) 1番目のところで、今後われわれが議論するために確認をしておきたいということですが、行政機関等が保有するパーソナルデータと民間の保有するパーソナルデータの違いをご説明いただいて、提供するものは非常に任意性のない提供なので厳密にされるべきだというご趣旨だと思っておりますけれども、実際、法制度を作る上で、行政機関の言うパーソナルデータと民間の言うパーソナルデータの違いが仮にあるとしても、それは取扱いの上での違いなのか、定義も含めた違いなのかというところで、考え方が違ってきますので、その辺りご見識があれば、お伺いしたいと思っております。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) 民間の場合は、何らかの形で自分がかかわって情報を提供しているということですので、それなりに主体的だと思っています。

ですけど行政の場合には任意性が全くないという意味で、個人が携わっていないというのか、主体性を持って個人情報を提供している認識が薄いという意味での違いということで、扱いのことについては、それはそれぞれ、きっちりできていなければならないと思っています。

(佐藤構成員) パーソナルデータの範囲は、違いはあまりお考えになっていないのですか。要するに、提供するときに任意かそうでないかは違いはあるのですが、提供する情報そのものが行政機関が持っている場合と民間企業の場合で保護される対象が違ってくるということは、あまりお考えになってはいないのでしょうか。要するに保護されるべきパーソナルデータの定義というものに違いがあるかどうかということですが。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) それはないと思っています。

(佐藤構成員) ありがとうございます。

(藤原座長) 松村構成員、どうぞ。

(松村構成員) 1点だけ、絞った形でお伺いさせていただきます。

先ほど大谷構成員は、行政機関が持っているパーソナルデータを公益のために利用することについてどうかというご質問されたと思うのですがけれども、少なくとも私が考えているのは、もちろん公益目的もありますけれども、支障がない限り、社会経済活動の発展のためにも使ってもいいのではないかと。例えば情報公開法、情報公開制度がございますけれども、営利目的に使われていることがもちろん多いわけですね。それは、現時点では一応社会的には容認されている状況ですけれども、特に問題が発生しない限り、もちろん公益で使うものは当然考えられますけれども、それ以外に、日本の経済社会の発展のために使ってもいいのではないかと。もちろん問題が発生しない限りでという条件付きですけれども、それについてはいかがでしょうか。公益目的と社会経済活動の発展というのと、何か区別されるのか。区別されるとしたら、どういう理由なのか、お伺いできればと。

(全国消費生活相談員協会(吉川理事長)) それについては消費者は、いろんな規制緩和について、公益のために民間で利活用されたら、回り回って消費者のところへ来るといつも言われます。でも、それが本当に回り回ってくるかと言えば、なかなか回り回るのはなくて、途中で見せるだけ見せられて、そのあと、きっちり運用されないということを消費者はしばしば見てきました。民間への利活用を促進することについては、両方がちゃんと回ればいいのですが、緩和だけされておいて、実際に消費者へのバックはいつになったら得られるのだろうかという状況を、あまりにも見すぎたという、消費者の立場かもしれないかもしれませんが、そういうふうを考えています。

ですから、促進は進めるわけにはいかないと思っています。

(藤原座長) ありがとうございます。

確認ですけれども、さきほどの佐藤構成員のご質問に対するお答えですが、収集・取得の態様が官と民では違う、しかしながら収集・取得の手段は強制か任意か、自分がどのぐらいかかわるかという違いはあるけれども、情報という性質そのものが変わるわけではな

い、パーソナルデータの定義が違うわけでないというお考えであるという理解で、よろしいですか。

(全国消費生活相談員協会 (吉川理事長)) はい。

(藤原座長) もう1つ確認させてください。特定個人情報保護委員会の特定を取ると、個人情報保護委員会になると。その場合の先ほどからの議論の確認ですけれども、個人情報保護委員会が監視、監督、コントロールすべき対象の話です。先ほど来、主務大臣のお話が出てくるのですけれども、民間部門が業界に合わせて縦に割ってある、認定個人情報保護団体もそれと併せて縦に割ってある。それが消費者との関係で見えにくいから、全体として、個人情報保護委員会で見ただけがいいというお話だと思うのです。

御議論は、そこでとどまるのか、先ほどの松岡理事長のお話にもありましたが、加えて官のほうも、特定が取れた個人情報保護委員会で見ただけがいいというご意見なのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

(全国消費生活相談員協会 (吉川理事長)) いわゆる消費者委員会が担っているように、すべての垣根を取り払ってする機関と考えたいと思っています。

(藤原座長) そういうイメージであるということなんですね。

(全国消費生活相談員協会 (吉川理事長)) はい。

(藤原座長) 確認をさせていただきました。

ほかにご質問ございますでしょうか。

吉川理事長、ありがとうございました。

それでは続きまして、日本弁護士連合会のヒアリングに移りたいと思います。日本弁護士連合会情報問題対策委員会坂本委員長、よろしくお願ひいたします。

(日本弁護士連合会 (坂本委員長)) 坂本です。よろしくお願ひします。基本的なことは、本日付のペーパーお出ししていますので、適宜ご参照いただければと思います。

論点①の利活用の促進ですが、これは、行政機関等が保有するパーソナルデータ利活用の促進には反対というのが基本的な見解です。

先ほどからも出てますように、行政機関等が保有するパーソナルデータは、法令上の根拠に基づき行政機関の事務遂行のために収集・保有されると、個人情報を出すほうも、選択の余地なく出さざるをえない、しかもセンシティブ情報が多いということで、このような性質を有するパーソナルデータを商業目的に利用するということは、本人の予測の範囲を大きく逸脱した目的外利用と言うほかなく、プライバシー侵害ということになるであろうと考えるわけです。

ですので、行政機関等が保有するパーソナルデータ利活用促進ということには反対で、これができるようにするために、行政機関個人情報保護法を改正するというのも反対です。

ただ、パーソナルデータを含む行政機関、すなわち国、地方公共団体も、そういうところが持っている情報は、国民の情報、税金を使って集めてきた情報、こういう側面も有していますので、国民が行政機関に対して行政機関の情報を求める権利は当然ありまして、

行政機関のほうとしても、説明責任を果たすために積極的に情報提供していく、これも正しいと考えております。それがあからこそ、情報公開法も制定されてますし、各地方自治体情報公開条例も先行してやっていると。

情報公開法には、情報公開請求の目的については特段の規定も置いていませんし、したがって、商業目的の請求も当然許す。アメリカでは、情報自由法のもとで出される情報公開請求の相当部分を、企業がおそらく商業目的で使っているのではないかということも言われていますので、それは、知る権利の保障として許されるであろうと思うわけです。

さらに統計法も改正されまして、統計データとして、特定の個人に結びつかないところまで加工したデータ、統計データとしての提供は積極的に図られるべき、これも正しいと思うのです。ただ、ある程度低減させただけで結びついてしまうかもしれないという情報を、行政機関がわざわざしてやる必要があるのかということをお願いいたします。

では、情報公開法を改正すれば、もっと出るのではないかと、こういうことを考えると、それも間違ってるのではないかとということを次に申し上げます。

情報公開法の第5条第1号は、個人情報について不開示事由を定めており、個人に関する情報、個人識別型の情報については原則として不開示だけれど、イ、ロ、ハの例外に該当すれば、開示請求に対して出してもいいと、こういう作りになっています。これが、知る権利の要請とプライバシーとを調整するための規定だと説明がなされています。

パーソナルデータというのは、行政機関のパーソナルデータがどこまで含まれるかという問題はあるのですが、もちろん不開示情報に該当して非開示にされるべき情報と、個人に関する情報には当たるのだけど、イ、ロ、ハに該当して開示される情報と、いろいろあるのだらうと思うのです。

場合によっては、イ、ロ、ハのあとに何かいろいろ付けることによって開示対象を広げるということもできないことはないかと思うのですけれど、あるいは解釈を修正するなどして、これも出すということが考えられないわけではないですけれど、それもおかしいであろうと。少なくとも、パーソナルデータを商業目的で活用するために、情報公開法の解釈の修正や条文そのものの改正というのは、よくないのではないかと考えています。

次に、②パーソナルデータの保護対象の明確化と取扱いの在り方ですけれど、原則は、行政機関個人情報保護法が定める条文で出るものと出ないもの、これは決まった上でですけど、情報公開法の不開示情報に該当する情報は保護されるべきで、該当せずに公開されるべき情報は公開されると、こういう仕分けになるかと思うのです。

ただ、個人情報保護法あるいは行政機関個人情報保護法のほうでは、結構画一的、形式的な対応がされていて、住所や氏名や電話番号は、明らかに個人情報として非開示になるのですけれど、情報公開法の不開示情報の解釈については、判例でも、柔軟な実質的な判断をしているところがあります。

これは、条例上の判決ですけれど、土地開発公社が買収した土地の値段と土地の上に建っている建物に対する補償額についての平成17年の最高裁の判例では、土地の値段は、

見れば大体の値段は分かるので開示、建物等の工作物については中に入ってみないと分からないので、これはプライバシー情報として非開示だと。こんなふうな実質的な判断をしております。

そういうことも含めて、個人情報に形式的に該当するから何でも秘密というのはおかしいのではないかと考えていまして、要は、問題になっている個人情報の中身について、実質的にプライバシーとして保護すべきか判断がなされる必要があると思うわけです。

そうしますと、ここで例示されています指紋認証データとかカード番号とか、あるいはセンシティブ情報、こういうのは、明らかに秘匿すべきプライバシー性のほうが高いので、一般的には非開示にされるべき保護されるべき情報であって、利活用の対象とされるべきではなかろう。どうしても利活用したいのであれば、個別に本人同意を取って利活用をするほかはないのではないかと思います。

③第三者機関についてですけれど、日弁連はずっと昔から、行政機関等における個人情報の取扱いについて監視する第三者機関こそが、まずもって必要だと言っていました。

資料の中に添付資料として3つだけ付けておりますので、ご参照いただきたいと思えます。

1つは、2003年の1月31日付、もう10年以上前ですが、これは、行政機関個人情報保護法案について国会で審議がされている時に、こう変えるべきだという意見として出したものです。

この中では、第三者機関を設置すべきだということを明確に言っていて、設置の必要性としては、例えば当時ありました防衛庁が情報公開請求に来た人のリストを勝手に作っていたと、その中には、この人はオンブズマン活動をしている人だとか、この人は反戦活動をしている自衛官だとか、この人は家族に病弱な子供がいるとかというような情報も含めたリストを作ったり、そんな問題が明らかになった時で、やっぱり行政機関における個人情報の取扱いこそが、きちんと第三者機関によって把握される必要があるのだと、こういうことを述べて、行政機関を対象とした第三者機関を作るべき、こういうことを言っていました。

その中で、民間事業者についても、個人情報の取扱いについて、第三者機関が見たらいいのではないかと、こういう意見を述べてきたところでもあります。第三者機関については、公正取引委員会並みの独立した権限を持っているところにすべきだし、権限としては、各行政機関を監督するために、立入調査権限、あるいは利用停止を命ずる権限、あるいはデータマッチングを勝手にさせない権限、そういうことを言える権限を持った第三者機関であるべきだと、こういう意見を言っていました。詳しくは、ご参照ください。

それから続いて2007年、これは、個人情報保護法の改正を議論していた時に、国民生活審議会に出した意見書ですけれど、この中でも、個人情報保護の法令遵守、監督調査等を行うために、自主独立性を備えた第三者機関を設置すべきだと。殊に、国の行政機関における個人情報の取扱いに関し独立した第三者機関による監視が必要不可欠だと、こう

いう意見でございます。

今言いました意見書の一番最後のは、95年のEUの個人データ保護指令の28条に適合するような第三者機関がないといけないだろうと言った上で、行政機関は、民間業者では一般的に入手できないようなセンシティブ情報を、本人の意思にかかわらず強制的に取得・保有・利用するものであるから、まさに国の行政機関における個人情報の取扱いに関しては、独立した第三者機関の監視が必要だと、こういうことを言っております。

最後に今年になって出した「日本版プライバシー・コミッショナーの早期創設を求める意見書」ですが、この中では、マイナンバー法の関連で第三者機関ができることになりましたけれど、それではまだ不十分で、特定を外して、広く個人情報全般について言える機関がないとだめだし、かつ、スクラップ・アンド・ビルド原則があつて、なかなか予算と人員を獲得していくのが大変だと、こういうことを側聞しておりましたので、新たな時代に新たな任務を持った機関を作るのに、スクラップ・アンド・ビルド原則を金科玉条のようにして、予算も人員も無理だと言っているようではだめなのではないかと、きちんと果たすべき任務にふさわしい、理想と言えれば理想ですけど、予算と権限、人員のある第三者機関を作らなければならないという意見を言っております。まさにこれを機に、行政機関をきちんと監督し、それにふさわしい人員、予算、権限を持った第三者機関にしていただければと思います。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの坂本委員長のご説明に対してご質問等ございましたら、どなたからでも、お願いいたします。では、佐藤構成員から。

(佐藤構成員) 2点お伺いします。

論点①の利活用の促進について、行政機関が保有するパーソナルデータの利活用を促進することは反対であるというところを明確に述べられているところでございますが、1点、確認としてお伺いしたいのですが。

パーソナルデータの利活用の大綱では、特定性低減データという形で、完全な個人の特定性がないところまでは加工されてない情報でも、受領先のほうでその特定を禁止している場合には、それは渡していいという、そういう枠組みというのが導入されることになっていますけども、それも含めて、行政機関の持つパーソナルデータの利活用は反対という理解で、よろしいでしょうか。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 基本的には、そうです。

さらに言うと、民間のビッグデータ、パーソナルデータについて議論しているところについても、本当にそれでいいのだろうかという意見はあるのですが、行政機関は、より一層だめだろうと思います。

(佐藤構成員) ありがとうございます。

2点目は、論点②のところにありますパーソナルデータの保護対象の明確化に関してで

すが、おっしゃっていただいたのは、情報公開条例にかかる公開範囲の判例に関しては、実質的な保護の必要性があるかないか判断されているケースがあるということなのだと思います。逆に言うと、判例から保護対象というのは明確化できるものなのではないでしょうか。

何を聞いているのかというと、事前規制とした場合には、ある程度対象を決めてからやらなければいけませんし、割り切って裁判を通じた事後救済にという面では、あんまり範囲を考えなくてもいいのですけども、事前規制としたら、ある程度の範囲は決めなくてはいけないので、その範囲を決める根拠として何を出せるか。何か抽象的なラインで範囲を決めるという考え方もありますし、日弁連さんであれば、判例もいろいろご存知だと思いますので、判例の蓄積からその範囲を決めることができるのかどうかという、かなりテクニカルな問題ですけども、お伺いしたいと思います。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 判例はあくまで個別事案に対する判断なので、あるものについてはこう言っているということはできると思うのですが、事前に行行政機関の持っている情報について、全部に基準というのは、なかなか難しいのではないかと思います。

(佐藤構成員) ありがとうございます。

(藤原座長) 松村構成員、どうぞ。

(松村構成員) 私も2点ほどお伺いいたしたいと思います。

いただいた資料の2ページ、いわゆるプライバシー型のほうが適正であったと言っています。これについてはよく議論されているのは、識別型でやると、どうしても不開示の範囲が広がりすぎるから、ここを具体的に妥当な判断をするプライバシー型のほうが適当であるというのが一般的な議論だと、私は理解しています。

そういう意味では、その段落の最後のところになりますけど、全てのパーソナルデータが不開示情報に該当するわけではなく、イ、ロ、ハの問題。それから、形式的には識別情報に該当するけれども、土地の値段というのは、あれは公示価格とほとんど連動するので出すべきだという最高裁の判決がありますけれども、そういう脈絡からすると、今の情報公開法の個人情報の在り方については、もう少し広げるべきではないかという論調にも聞こえるのですけども、そこは、どうお考えなんでしょうか。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 情報公開法は、知る権利と、知る権利をどう制限できるのかという話なので、そこはやっぱり明確にプライバシーと言えるものでないと、知る権利には勝たないですね。

個人情報保護法は、プライバシーを中核としつつ、もうちょっと広く保護しようとするものなので、そこは、必ずしもイコールではないようには思います。

(松村構成員) 個人情報保護法の改正の必要性等を前提に、ここで議論しているわけですが、そこは必要ないと、情報公開法で対応できると。

いわゆるパーソナルデータというか個人情報と呼ぶかは別として、情報公開法の規定の方法あるいは解釈によって、この研究会で議論しているようなものも、ある程度取り込めるのではないかというご意見になるのでしょうか。

(日本弁護士連合会(出口委員)) 今の情報公開法の個人識別情報の解釈について、過去にこの論点で幾つか裁判をしたことがあるものですから、その時の自分なりに調べた経験などから申しますと、まず判例上は、個人に関する情報というものを、個人に関する情報一切ということでかなり広く解しているというのが、最高裁の判例でもあります。

かつ、ここの条文からすれば、個人に関する情報で、例えば特定個人を識別することができるものという一応絞りをかけているのですけれども、いかなる場合に個人を識別できるかということに関しては、まだ確定の判例はありませんで、例えば一般人を基準に特定個人が識別できるかどうか、あるいは、その友人家族等の近親者を基準にしたときに、特定個人を識別できるかどうかということで、識別できる範囲というのが大きく異なってくるわけですが、ここは定まっておられません。

それがゆえに、情報公開法の個人識別情報で不開示とする場合、あるいは公開する場合というのが、かなり事案によってぶれがある。判例は、そこを実質的に保護の必要性があるかどうかというところを補って解釈しているという現状のように、私は解釈しております。

(松村構成員) 資料の3ページになりますけども、第三者機関の権限・機能に関してですが、行政機関が持っている個人情報については、ある意味では、非常に取扱いを慎重にやっていると思うのですね。

先ほど防衛庁の請求者リストの問題に関連してご質問するわけですが、それ以外に、現行の各省における個人情報の取扱いから見て、こういう点が問題ではないかと、第三者機関がこういうふうには是正しなければならないという問題点があるのかどうか。

それからもう1点は、請求者リスト、じゃあ第三者機関があつたら、ああいうものが未然に防げたのか。これについて、ご見解をお伺いしたいと思います。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) まず未然に防げたのかというと、未然に防げるように頑張ってもらいたいということです。防げるぐらいの権限があるところで、仮に発覚したときは、ほかにないかどうかも含めて徹底調査できるところでないと、だめだと思います。

ほかに問題になっているのは、いろいろありますけど、例えば、警察がイスラムの人たちの行動調査をしていた情報が、やっていたとは認めていないですけど、ネット上で出てしまって、監視対象になっていた人たちの行動が全部ネット上に出てしまった事件なんかがありましたよね。あれは、そもそもイスラムの人だというだけで警察が監視対象に置いていいのかという議論もあると思うのですが、そういう問題。

あるいは、自衛隊の情報保全隊というところが、いろんな反対運動してるところに行って、どういう人が参加しているか。沖縄か何か弁護士会の反対してるものまで行って、こういう弁護士が参加していたとかいうリストを作ったりしていますけれど、そういうものはやっぱり許されるべきではなからうと思うのです。

今は、私たちも含めて批判しているのですけれど、何をどこまで調べているかも言わないし、もちろんやめますとは絶対言わなくて、要は、必要な情報収集活動をしていますと、

それだけしか言わないですけれど、今そこはブラックボックスで裁判しても出てこないぐらいですので、少なくとも、そういうところには入って行って、何を調べているのか、どういう手続でやっているのか、それをきちっと調べるとか、それはどこまで世の中に出せるかどうかは別として、入っていける場所が必要かと思います。

(藤原座長) 宍戸構成員、どうぞ。

(宍戸構成員) 2点、お伺いしたいと思います。

まず第1点目は、今の松村構成員からの質問、それから、情報保全隊あるいはムスリム国賠訴訟の問題にもかかわるのですけれども、現在の行政機関個人情報保護法による行政機関の個人情報の取扱いの規律について、不十分だと思われるところがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

今日出していただいた2003年のペーパーを拝見いたしますと、例えば、まさに今2つの事例で問題になった、個人の信条等にかかわるセンシティブ情報の規律を設けるべきであるというお話があり、それは現在、制度改正大綱で個人情報保護法本体について入れることを検討しているわけですが、それは、この行個法にも入れるべきだとお考えであるかどうか。

あるいは、この2003年のペーパーの中では、データマッチング規制についてもご指摘があったと思います。おそらく現在ではプロファイリング規制まで進むのだと思いますけれども、その辺はどうお考えか。要は、現在の委員会のお考え、あるいは委員長個人のお考えでも結構ですが、知見をいただければと思います。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) はい。後者のデータマッチング規制やプロファイリング規制は、あったほうがいいです。何をどこまでの要件で入れるかというのは難しいかと思うのですが、少なくとも行政機関はたくさん持っていますので、やらせるべきです。

センシティブ情報についても特別の取扱いを入れるというのは、これはまた日弁連は前から言っている話で、この機に、ぜひ入れてほしい規定だと思っています。

(宍戸構成員) もう1点、お伺いしたいのですが。

利活用の促進に関連して、個人情報について、特定性を低減させて、それで外部提供して、ビッグデータとして商業目的で利用してもらおうということについては、今日の前半のお2人からも強い反対があり、もちろん委員会としても反対だろうと思います。それとは別に、個人特定性を低減させない、現在の個人情報の第三者提供について、一般の行政機関が、個人情報を第三者提供することはあまりないと思うのですが、独立行政法人について、例えば医療・介護との関係で、いちいち本人同意を取って個人情報を外に出していくことが、いろいろルールが違ったりして煩雑である。医療・介護については、まさにセンシティブであり、したがって、しっかりした安全管理がなされているようなところでないとは出してはいけないけれども、管理されているのであれば、本人の合理的な同意が期待できるということで渡していく、あるいは、提供していくことが本人の利益にもなるのではないかと考えられる反面、これが実際には進まないということがあります。この辺りは、

取り分け独立行政法人が問題になると思うのですが、そんなに反対ではないのか、それも考え直したほうが良いというご趣旨か、教えていただければ幸いです。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) もともと日弁連は、医療情報は、個別法を作って医療情報に合わせた取扱いが定められるべきだと。個人情報保護法は、民間一般を全部、規制網をかけていますけれど、当時作っていた時には、医療分野とか通信分野、金融分野は特別法を作りますと、その情報は、そっちの特別法できちんと決めますという議論をしていたと思うのですが、それが正しいと思うのです。

国立病院と私立の病院と、あるいは地方自治体立の病院でルールが違うというのはやっぱりおかしい話なので。特に介護の現場などでは、市町村が持っている情報と介護事業者が持っている情報と、あるいは民間のボランティアの人たちが持っている情報の取扱いについて、それぞれ変えないといけないのかという議論をして混乱しているのも承知していますので、そこは、やっぱり統一したルールが必要だろうと思います。

ただ、今、主に医療情報のビッグデータとかいって議論されている、製薬会社とか保険会社にいくという話とは、ちょっと違うだろうとは思いますが。

(藤原座長) 今の最後の点ですけれども、地公体と民間と独法と違うことで現場は困っているとおっしゃったのですけれども、どこかに引き寄せて合わせろというお考えですか。つまり、ビッグデータの問題というのは、目的拘束であるとか蓄積期間であるとか、これまでの個人情報保護法制の基本原則がうまく機能しないというところが問題なんですね。それが問題なのですけれども、それをどっちに引き寄せてというお考えが、もしあれば、統一しろと言うことであれば、何に統一するという議論がないと議論が進まないと思うのですが、いかがですか。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) そこは、情報の種類に応じてと言うしかないですね。

(藤原座長) 今のご議論の、医療や介護に関するデータについてという限定した上での質問です。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 医療や介護に関するデータは機微情報に当たるので、機微情報についての規定は行政機関にもいるし、また個人情報保護法にもいると思うのですが、そこにおいて違いを設けるのは、おかしいと思います。

(藤原座長) 多分、提供のところで、どうするかが特に議論になっていると思うのです。例えば一定の病気については、いったん連結可能匿名化しても、病気の症状等をフォローして研究に使おうと思ったら、結局のところ、当該個人にインタビューしたりとか、その方のヒストリーデータを検証しなければいけない場合があるから、元に戻るわけです。そういう特質性があるというので、おそらく、医学の方々には基準をセンシティブだからきつくしろとばかり言っているのではないと思っています。そのときに、どちらに寄せるのですかというご質問です。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 基本は、センシティブデータですから、厳しいほうに寄せるところですよ。

(藤原座長) 分かりました。

それと、先ほど、スクラップ・アンド・ビルドで特定個人情報保護委員会のお話が出たのですけれども、特定個人情報保護委員会こそ、スクラップ・アンド・ビルド原則が適用されなかったのではないのですか。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 適用されなかったけれども、予算や人員に関しては、こっちを減らしてこっちを取ってくるという議論をしているやに聞いておるのですけれど。

(藤原座長) もっとたくさんにしろという、そういうご主張だということですね。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) そうですね、はい。

(藤原座長) 分かりました。

ここの検討会との関係で、佐藤構成員のほかのヒアリング対象の方に対するご質問とも関連するし、松村構成員のご質問とも関連するのですけれども、定義についてお伺いします。そうしますと、定義は、情報公開と個人情報保護で必ずしも一致する必要はないというお立場であるということですね。大阪弁護士会等からは意見書等も確か出ていたと思うのですけれども、先ほどのご質問は、そういうことが念頭にあるのかなと思ったのですが。そこは、日弁連としては、各法体系があって、それぞれの法で定義が違っていいというお考えなのか、できるだけ、個人情報という概念なので、1個のものとして考えたほうがいいというお考えなのか、それは、どちらと考えるおかげよろしいでしょうか。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 最終的にはプライバシーを保護するところが目標なので、究極的には一致することが望ましいのではないかと思うのですけれど。ただ、拙速にそこに手をつけようとする、個人情報保護法のほうでこうなったから、情報公開法の解釈もこうあるべきだとかとなるのはよくないと思うので、そこをきちっと定義づけるのであれば、かなり時間をかけて丁寧にやらないと、少なくとも、ここ一、二年の間に法改正するという勢いでやっていると、禍根を残すであろうと思います。

(藤原座長) 情報公開のほうは、憲法上の理念としては、国民主権に基づいて民主制を守るための説明責任の裏返しで知る権利があるのですが。

それから、先ほどの一般人基準か、特定人基準かというのも、医療事故の損害賠償額等に係る情報公開審査会の答申から出てきた議論でもあるのですけれども、事後的に個別の事例が妥当であればいいというのは訴訟の判断だと思いますが、先ほどの佐藤構成員のご質問は、やはり事前規制のときには何らかのルールがいるだろうという質問だったと思うのです。

その場合、すべて定義は、個人情報の世界では統一したほうがいいとお考えですか。それとも、それもバラバラでいいというのか、どちらでしょうか。民間と公的部門では、今のところ、あまり意味はないのですけれども、文言上は違うということがありますので。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 容易特定性のことですか。そもそも、民間部門全体を対象にする個人情報保護法というのが、いかがなものかというのは、もともと日弁連の見解で、分野ごとに保有している個人情報も違うし重要性も違うし使い道も違うのだから、

基本は、個別法の積み重ねで民間部門は規律すべきだと。

だから、病院が持っている個人情報とゼンリンが持っている情報に同じ法律が適用されてというのが、そもそも間違っていると思っていますので、基本、間違っている中での定義の統一というのも、そもそも無理があるとは思っているのですけれど。

(藤原座長) ありがとうございます。

大谷構成員、どうぞ。

(大谷構成員) ご説明の中で、3ページのところの論点②、それから③と記載されていることについて、確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目なんですけれども、論点②のところ、情報公開法の不開示情報に該当しない情報は公開しても差支えないということで、情報公開の建て付けで、パーソナルデータの利活用について一部認められ得ると理解できるところなのですが、公開というスキームではなくて、例えば守秘義務を課したり、それから第三者への再提供を禁止したり、あるいは再識別化のためのデータマッチングをさせないというような一定の契約を締結する形で、公開ではないやり方で、そのデータの利活用のための対応をとることについての可能性は全面的に否定されているのか、それとも、それについてはたまたま書いていないだけで否定していないのかということ。

それから2点目は、③第三者機関の3行目のところで、「総務省を含めすべての行政機関等に対し」と書かれているので、これは2階建ての規制のイメージかと思ったのですが、今の行個法の規定ですと、まず、いったん各行政機関に対して総務大臣への報告の徴収を求めたりという49条、50条の規定に基づいて対応されることになっているので、それを第三者機関がもう1つ上で見るということをイメージされているのかどうか。

その2点をよろしくお願いします。

(藤原座長) 低減データの話と公的部門の監督の話です。

(日本弁護士連合会(坂本委員長)) 低減データについて特別にというのも、行政機関個人情報保護法を低減したデータをこうやるために改正してはどうかというお考えだとすると、それは反対です。行政機関にある個人情報の特質からして、民間が持っているのとは違うだろうという考えです。一番最初に申し上げたのがそういうことです。

第三者機関ですが、2段階とは考えていなくて、やはり端的に、各省庁に直接、権限行使できるものであるのが望ましいと思います。

(藤原座長) 坂本委員長、ありがとうございます。

それでは、残る時間は、意見交換を行いたいと思います。前回、ヒアリングが若干押しまして、資料の説明を簡単にさせていただいたところもございますので、議論の参考とするために、事務局のほうから資料の4-1と4-2を作成しておりますので、説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、簡潔にご説明させていただきます。

資料の4-1でございますが、研究会のご議論を踏まえて、さらに論点を追加してござ

います。

追加しているものは大きく4点ございます。1ページの「パーソナルデータの利活用」の中で、1つ目の論点で利活用へのニーズがございますが、そのことに関してデータの類型化ですとかカテゴライズの話がございましたので、これをサブの論点として追加しております。

それからその下の2つの○、データ提供の在り方と、制度設計の基本的視点という論点を追加してございます。

それから、ご意見を踏まえて、論点の文言を多少修正したところもございます。

もう1点、2ページで、「パーソナルデータの保護対象」の中の3つ目、行政機関等における特定性低減データの考え方について、たくさんご意見をいただきましたので、その論点を追加しております。

資料の4-2でございますが、ただいまの4-1の論点に沿って、意見を整理して追加をしております。ゴシックになっておりますのは、構成員から言われたご意見を記載しております。明朝体で細めに書いておりますのは、ヒアリング対象者などから発言があったものを記載しておるものでございます。

簡単に、追加しておりますご意見をご紹介します。

まず1ページの「パーソナルデータの利活用」の点でございますが、初めの論点の利活用のニーズから、2ページの下の方の制度設計の基本的視点の論点まで、この部分はいずれも、新規にご意見を追加して記載してございます。

簡単にご紹介いたしますと、まず、利活用のニーズについてでございますが、2ページの一番上のポツになります。経済団体からヒアリングを行いましたけれども、利活用のニーズは、具体的にはなっていないのではないかと。あるいは2つ目のポツにございますが、民間の創意工夫を阻害しないようにという主張がございましたが、そもそも具体的利活用の方法が見当たらない印象を受けるといったご意見がございました。

それから、2つ目のサブの論点、データの類型化・カテゴライズの必要性の部分でございますが、1つ目のポツにございますように、行政機関等が保有する情報と民間が保有する情報について、本質的に変わらないもの、異なるもの、中間的なものなどにカテゴライズした議論が可能であれば、すべきではないかといったご意見。

あるいは、2点目は、経済団体からですけれども、利活用の推進のためにデータカタログの整備が必要ではないかといったご意見もございました。

それから3点目。データには様々なものがあって、一律の同じ方法での利活用は困難であって、オープンデータによるものから機微性が高く許可あるいは届出制によるものまで、様々な方法が考えられるのではないかとといったご意見。

それから4ポツ目で、現状でも手に入るデータ、手に入りにくいデータ、あるいは制度を変更して手に入るようにしたいデータを分けて考える必要があるといったご意見がございました。

次の提供の在り方についての論点は、同じようなお話でございますが、1つ目のポツにございますように、経済団体からは、情報の提供の在り方は、確認すればよいものもあれば、特定の者にだけ提供するものなど、機微度に応じて方策を考えていくことも考えられるのではないかといたしてお話ございました。

それから2ポツ目でございますように、地理データでは既に提供されているものもあるので、そういうものの精査も必要ではないかというご意見がございました。

それから、制度設計の基本的視点として1点だけ記載しておりますが、民間の創意工夫、これは具体的に阻害要因については指摘がございませんでしたが、阻害しないような柔軟なものにしてほしいというご意見がございました。

3ページにお進みいただきまして、行政機関等が保有するパーソナルデータの特殊性についてでございますが、一番下のポツにございますように、利活用における柔軟性も重要だが、プライバシーの保護とのバランスも考えると、制度全体として社会全体の福祉の増進につながるというような公益性の要素が必要ではないかというご意見もございました。

4ページの国際的整合性についての論点でございますが、3ポツ目に、経済団体の発言として、国際的整合性について、グローバルなデータ流通の妨げにならないことは重要であるが、経済団体として、必ずしもEU基準に合わせるように主張するものではないし、十分性条件についての意見の一致をみているわけでもないというご発言がございました。

それから4ポツ目でございますが、諸外国の取組との比較の際には、実際に公的部門により行われているサービスと、公的部門が関わっていないサービスとを分けて考えるべきではないかといったご意見もございました。

次の自治体等のルールへの波及への考慮という論点でございますが、一番下のポツにございますように、地方自治体にどのように情報を提供していくか、あるいは自治体と国のルールをどう考えるかといった幅広い事項としたほうがよいのではないかとご意見を踏まえまして、論点の項目自体の名称を広くしてございます。

それから、4ページの一番下の利活用可能となり得るデータの範囲についてでございますが、2ポツ目、3ポツ目でございますように、経済団体からは、ヒアリングされたデータにつきまして、個人識別性がなくても利用価値が高いといったような発言がございましたが、1つ目のポツにございますように、場合によっては個人が識別できてしまうという情報があることにも留意が必要ではないかといったご意見もございました。

6ページの「パーソナルデータの保護対象」でございます。7ページに記載しております行政機関等における特定性低減データの考え方の論点については、これはすべて新規に意見を記載しております。

1つ目のポツにございますように、特定性低減データを行政機関に導入すべきかどうかというのが重要な問題になるのではないかとご意見を、初めに記載しております。

それから2ポツ目以降は、容易照合性との関係のご意見、ご発言でございますが、2ポ

ツ目にもございますように、経済団体からは、定義に容易照合性がない行政機関の場合は、低減データの利活用で民間と同様に取り扱いえないのではないかとのご意見がございましたが、それに対しては、3ポツ目にもございますように、今日のネットワーク社会、データベース社会の中では、データの定義に容易照合性があるか否かによる違いは、ほとんどないのではないかとといったご発言がございました。

それから、8ページの1つ目のポツでございますが、民間と異なり容易照合性がなくても、そもそも低減データを観念できるのか、整理が必要ではないかといったご意見がございました。

それから統計との比較でございますが、2ポツ目にもございますように、統計の二次的利用におけるデータの加工方法や提供方法を緩めると、個人が特定される危険性が高まること、そういう統計部局からの説明を受けまして、行政機関等に特定性低減データを導入するとしても、利用にはかなりの制限をかける必要があるのではないかと、さらには、提供すべきではないという考えもあり得るのではないかとといったご意見がございました。

それから8ページの上から3点ポツ目にもございますように、統計部局からは、データの用途につきまして、統計データの場合、秘密が保持されることや、みだりに利用されないことから国民の信頼を得ているのであって、個人識別性がないものであっても、みだりに使ってよいということにはならない、こういったことも、特定性低減データを検討する際には、同様のことが言えるのではないかとという趣旨の発言がございました。

9ページ、「第三者機関の権限・機能等」については、経済団体から何点か発言があったことを記載してございます。

第三者機関の体制・機能につきましては、プライバシー影響評価について実効性がある方法について評価・検証する必要があるのではないかと。

それから、総務大臣・各主務大臣と第三者機関の権限・機能等の整理につきましては、2ポツ目にもございますように、必ずしもEU基準や十分性条件について意見の一致をみているわけではないが、国内体制については統一的なデータの取扱いができるよう、第三者機関、あるいは、これに準じた形が望ましいのではないかとといった発言がございました。

また一番下のポツにもございますように、第三者機関の権限が強くなり過ぎること、あるいは、設置そのものについても慎重な考え方を持っているが、第三者機関を仮に作るならば、官民通じた同じ仕組みにするべきではないかといったようなご意見がございました。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。

それでは、残りそれほど多い時間ではございませんけれども、本日のヒアリング内容等を踏まえて、これまでの議論、あるいは本日のヒアリング内容そのものに関してでも結構でございますので、ご自由に、論点についてご発言をいただきたいと思っております。どなたからでも、どうぞ。

大谷構成員から、お願いします。

(大谷構成員) 日本消費者協会からご意見をいただいた際に、前置きとして、行政機関が保有している情報と地公体が保有している情報との区別が、なかなか付けづらいのというふうにおっしゃって、私も同じような感覚でおりましたので、非常に共感したところ です。

例えば、医療関係の情報を1つとらえてみましても、国立病院が持っている情報、地方公共団体が運営している医療機関が持っている情報、民間の医療機関と考えていくと、その保有者が異なることによって、その取扱いが区々になってはよろしくないタイプの情報というのが、幾つかあるのではないかと思います。そういう利活用が期待されるものであって、そして、あまり複数の保有主体によって差を設けることの実質的な意義、合理性がないようなものについて、具体的なイメージはわからないのですけれども、どういう制度、統一的な対応がとれるような仕組みが望ましいかを考えていく必要があります。

行政機関を含めて、公的セクターと民間事業者が同じ基準で行動したほうがいいものを幾つか具体例を取り上げて、それについてのシミュレーションといたったことができるかというのではないのでしょうか。利活用のニーズがあまり明確になっていないところで、このような議論をしていると、議論が発展しにくいのかなと危惧しているところもありまして、具体的には、やはり医療関係の情報などをケースの1つとしてシミュレーションしながら再度浮き彫りにし、なおかつ利活用を推進していく可能性があるのか、可能性があるとするれば、そのために制度はどのようにすべきかといったことについて、可能であれば検討したいと思います。

ほとんど感想のようなもので恐縮ですが、以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございます。具体的なケースをとらえて議論してから抽象論を考えたほうが良いというご指摘、誠にごもつともだと思いますので、また事務局にも検討をお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。松村構成員。

(松村構成員) 2点あります。

今の医療情報の問題で、少し議論が錯綜してるのかなと思うんですね。本来、医療情報というのは非常に秘匿性が高いが、逆に個別情報としてのリンケージの必要性がある。例えば、ある地方公共団体では、医療情報ネットワークというのを審議会で行いましたが、その時には生の医療情報、個人情報としての医療情報で、それに介護情報も付け加えるというネットワークを認めるかどうかという議論をしました。生の個人情報としての医療情報の秘匿性が高いということと、リンケージの必要性があるという議論、それは従来、機微情報というところで議論された話ですね。

今議論しているのは、あくまでも原則識別性を消したデータ、あるいは低減したデータについての取扱い、その中で医療情報を特別に取り扱う必要があるかどうかという議論だろうと思います。ですので、そこのところは分けて議論しないと混同するのかなという気

がいたしております。

(藤原座長) 論点は2つに分けられるようですが、大谷構成員がずっと言っておられるのは、仮に低減性データを一般的に認めないとしても、医療情報だけは低減性データをとるという政策もあり得るといふ、その趣旨もおそらく含んでおられるのかなと思っていたのですが。

(大谷構成員) はい。低減性データというのが成り立つのかどうか、それが利活用できるような形で生まれ得るものなのかということについては様々な見解があると思うのですが、仮にあるとすれば、やはり検討しなければいけないですし、座長が言われたとおりの問題意識を持っているということです。

もちろん、個人を特定した上で初めて意味を持つてくる医療情報の使い方というのがありますけれども、疫学的な使い方というのももちろんありますし、個人に紐付いた状態の中間のようなものでも医療、今後の予防とか、あるいは様々な病気が国外から入ってきたときのパンデミック対策とか、様々なことに使っていかなければ、しかも、その担い手というのが必ずしも行政機関と地方公共団体ではなくて、民間の力もある程度活用しないと、十分な医療サービスというのが、これからは成り立たなくなるのではないかと。例えば5年後、10年後を見据えて、社会全体でヘルスケアなり医療関係を担っていける仕組みというのが実現できないのだろうか、そんなつもりで言っているのです。

混乱しないように、議論の整理が必要なものについては、ご指摘いただきながら整理していければ、そうさせていただきたいです。

(藤原座長) 松村構成員、もう1点をお願いします。

(松村構成員) これは宍戸構成員の発言ともちょっと絡んでいるのですが。

実は、個人情報保護法の解釈で、若干疑問を持つてるところがありましてね。いわゆる利用・提供の制限、行政機関個人情報法ですと8条ですけれども、8条ではあくまでも、個人識別情報としての外部提供をどう制限するかということで、識別性がなくなった情報の利用提供というのは、まず直接は関与していない、関心を持っていないんですね。

でも、8条の条文というのは結果的にどういう効果を持つかということ、保有個人情報の部分提供というのを禁止している可能性があるのではないかと。

多分、今までの行政経験、地方公共団体の経験等から言っても、識別性を消した段階で提供制限にかからないという考え方は、一般的にとられていないと私は理解していますが、逆の考え方もあるかもしれません。

これがあくまでも識別性がある情報のみを規制しているということであれば、従来、識別性を消して提供することができたはずなのに、何でやられていないのかということも、この研究会はパーソナルデータとして利活用を進めていくということですから、仮にそれが法的に可能であったら、何で今やられていないのかということも、やはり大きな検討の基礎になってくるのではないかなと思っています。

いずれにしても私は、個人情報の部分利用、部分提供というのが法的に制約されている

のかどうかというのが今だもって分かりません。最終的に法的措置を行う場合には、その点の考え次第では、多分、条文がかなり変わってくるのではないかと思います。

(藤原座長) 貴重なご指摘、ありがとうございました。

今の点は、自治体にヒアリングを行うとしたら、併せて伺ってみてもいいかもしれません。どうもありがとうございました。

佐藤構成員、どうぞ。

(佐藤構成員) 今日は医療情報のところ、坂本委員長はじめ、ご意見をいただいたところで、それに関して意見を申し上げたいのですが。

I T総合戦略本部で、医療データ、機微情報に関しての議論は、必ずしも十分にされたところではないわけなのですが、医療情報に関しては、個人の識別性を考えたときに、ちょっとクリティカルな問題があって、それを皆さんにご理解いただきたいのですけれども。何らかのデータ分析などをしたときに、医療情報の場合、個人に、利益と言ってよいのかわかりませんが、還元するという意味で、例えばデータ分析の結果、何らかの疾患が分かった場合に、それを本人に通知をするということです。つまり、匿名化して、いわゆる個人の識別性を抜いたとしても、何らかの方法で再識別ができる手段を残す形で情報保持することもあります。問題は、再識別をできるようにした状態というものが、容易照合性のない個人識別性と、どうかかわってくるのか。

当然、医療データというのは独立行政法人も使っておりますので、そのところを整理をしておかないと、今回の法改正、独立行政法人を含めた形で容易照合性のない識別性という定義をした場合に、今言った医療データのための再識別を制限するといけない、また逆に、提供された医療データから、後々疾患が分かったということを積極的に個人に通知をするという点では、何らかの手立ては考えておいたほうがいいのかと思っております。

(藤原座長) ありがとうございます。

先ほど、私がフォローをしなければならぬ場合があると申し上げたのは、そういう意味です。貴重なご指摘、ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、様々なご意見をありがとうございました。時間もあと数分となってまいりましたので、意見交換は、ここで終了させていただきたいと思えます。

最後に、今後の研究会の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料5に記載しておりますが、9月12日の金曜日に、もう一度ヒアリングの予定を、データを保有する省庁等からのヒアリングということで予定をしております。

また、いろいろお話がありました自治体のヒアリングにつきましても、現在調整中でございます。こういったヒアリングの中で、先ほどお話のありました医療情報ですとか、あるいは、松村構成員からございましたご指摘の自治体への解釈の確認ということも、検討したいと思っております。

以上でございます。

(藤原座長) ありがとうございました。

それでは、第3回行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会は、これで閉じたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上